

受験番号		氏名	
------	--	----	--

## 令和4年度ふぐ処理師試験問題

(ふぐに関する一般知識)

問1 鹿児島県「ふぐの取扱いの規制に関する条例」及び「条例施行規則」に関連する下記内容のうち、正しいものに○印、誤っているものに×印を（ ）の中に記入しなさい。

- (1) ( ) この条例は、公衆衛生上必要な規制を行い、ふぐ毒の食中毒を防止することを目的としている。
- (2) ( ) ふぐ処理師は、氏名等を変更した場合、30日以内にふぐ処理師免許証の書換え申請をしなければならない。
- (3) ( ) ふぐ処理師試験を受験するためには、調理師等の資格がいる。
- (4) ( ) ふぐ処理師の試験は厚生労働大臣が行う。
- (5) ( ) ふぐの「処理」とは、ふぐの卵巣、肝臓、胃腸その他毒性のある部分（有毒部分）を除去することをいう。
- (6) ( ) ふぐ処理師は、ふぐ処理の業務に従事する場合には、ふぐ処理師免許証を携帯する必要はない。
- (7) ( ) 営業を行おうとする者は、営業所ごとに知事に届けなければならない。
- (8) ( ) 営業届出済証は営業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。
- (9) ( ) 営業者は、営業所を廃止したときは、廃止した日から1箇月以内に届け出る必要があるが、届出済証は返納しなくてよい。
- (10) ( ) ふぐ処理師は、毎年11月1日現在において、氏名、住所などを同月15日までに知事に届けなければならない。

問2 次の組み合わせで、正しいものに○印、誤っているものには×印を（ ）内に記入しなさい。

- |     |     |         |         |              |
|-----|-----|---------|---------|--------------|
| (1) | ( ) | カラス     | 黒い臀ひれ   | 可食部位：筋肉、皮、精巢 |
| (2) | ( ) | ショウサイフグ | 背面濃褐色模様 | 可食部位：筋肉、皮、精巢 |
| (3) | ( ) | シマフグ    | 黄色いひれ   | 可食部位：筋肉、皮、精巢 |
| (4) | ( ) | マフグ     | 黒紋がある   | 可食部位：筋肉、皮、精巢 |
| (5) | ( ) | クロサバフグ  | 尾びれ中央突出 | 可食部位：筋肉、皮、精巢 |

問3 次の文章の [ ] に適当な語句を下記の語群から選び、その記号を記入しなさい。

- (1) ふぐ処理により除去した有毒部位は、 [ ] できる容器に保管し、塩蔵処理の原料となるものを除き、 [ ]、 [ ]、薬品処理その他人畜に害を与えるおそれのない方法で処分すること。また、処理に用いた包丁、まな板等の器具は、処理途中であっても、必要に応じ、十分に清水で [ ] すること。
- (2) ふぐ毒は [ ] で、おおよそ30分～3時間くらいで発症し、感覚麻痺から呼吸困難へ進み、多くは4～6時間、早くて1時間半、長くて8時間で [ ]。  
件数や患者数は食中毒全体の割合としてはわずかだが、致命率が高く、死者は食中毒全体の半数を占める。  
ふぐによる食中毒は毎年発生しており、 [ ] を原因とする場合が多い。
- (3) ふぐの輸入は、種類及び漁獲海域が限定されており、輸入するふぐの形態は、種類の鑑別を容易にするため、処理を行わないもの又は単に [ ] のみを全て除去したものに限定すること。  
輸入するふぐには輸出国の公的機関により作成され、かつ、当該ふぐの種類（学名）、漁獲海域及び衛生的に処理された旨の記載のある [ ] を添付すること。  
冷凍されたふぐにあっては、 [ ] 法により凍結され、低温（マイナス18℃以下）で保管すること。

ア. 混入	イ. 施錠	ウ. 乾燥	エ. 焼却	オ. 埋却
カ. 消毒	キ. 洗淨	ク. 神経毒	ケ. 出血毒	コ. 回復する
サ. 死にいたる	シ. 飲食店	ス. 素人調理	セ. 皮	ソ. 内臓
タ. 証明書	チ. 許可証	ツ. 緩慢凍結	テ. 急速凍結	

問4 次の組み合わせで、正しいものに○印、誤っているものには×印を ( ) 内に記入しなさい。

- (1) ( ) トラフグ属では雑種が多く存在する。
- (2) ( ) 同種のふぐであっても、水域によって毒性に差がある。
- (3) ( ) ふぐ毒は、熱に弱く、分解される。
- (4) ( ) ふぐ毒は、水に溶けやすい。
- (5) ( ) ふぐ毒であるテトロドトキシンは、ヒョウモンダコなどふぐ以外の動物にも存在する。